

## 1 加入対象者について

対象者

全国理容生活衛生同業組合  
連合会の組合員の方

対象となる  
理容店

全国理容生活衛生同業組合連  
合会の組合員の店舗

## 2 補償の内容について

新型コロナウイルス感染症対応 全国理容連合会 店舗休業補償制度は、全国理容生活衛生同業組合連合会の組合員または組合員の店舗に勤務する従業員が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触した場合に、一時的に休業を余儀なくされた時の喪失利益、消毒費用、PCR検査費用などを補償する制度です。  
以下の3つすべてを満たした場合に、補償(保険)金のお支払対象となります。

① 全国理容生活衛生同業組合連合会の組合員もしくは組合員の店舗に勤務する従業員が、新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触すること

② ①に伴い、当該理容店を消毒<sup>※</sup>すること

③ ①および②に伴い、所定の休業日を除き1日以上休業すること

※消毒作業は、外部業者に委託した場合、自ら消毒した場合いずれでも可

補償内容	補償(保険)金額(1事故・保険期間中限度額)	
① 喪失利益 ② 収益減少防止費用 ③ 感染症対策費用 ● 消毒費用 ● PCR検査費用 ● 感染の有無を診断するために支出した交通費 ● 感染拡大の防止のために支出した費用 ● その他、事故により支出が確定的な費用	Aプラン	Bプラン
	5万円 (休業1日)	10万円 (①休業1日 50,000円 ②休業2日目以降 1日につき10,000円 (①②あわせて保険期間中 限度額10万円まで)

【ご注意】

直近会計年度の売上高が、年間200万円を下回る場合、お支払いする補償(保険)金は実損払い(もしくは減額)となります。また、休業が補償される他の同様の保険契約にご加入の場合は、個別調整が必要になります。

## 3 保険期間と保険料

■ 新規申込 保険期間：毎月1日午後4時～1年間

(一括払)

掛金	
Aプラン	Bプラン
2,800円	5,300円

※掛金は保険料と制度運営費(300円)で構成されています。

※制度運営費は本制度募集にあたって発生する費用(パンフレット発送費、電話代、事務管理費など)に使用されます。

## 4 加入手続きについて

申込方法	保険料支払方法	必要書類
加入申込書	所属の支部へ 払込み	加入申込書を所属の支部へご提出ください。 (加入申込書の「本人用」は加入の証として大切に保管下さい)

## 5 補償(保険)金請求の流れ

お支払い要件を満たした場合には、本パンフレット6頁の専用「事故報告書 兼 申告書」に必要事項を記入し、組合員の皆さまから損保ジャパンへFAXにてご報告ください。

【補償(保険)金請求に必要な書類】

- ① 事故報告書 兼 申告書 ※保険会社所定フォーム
- ② 保険金請求書 ※保険会社所定フォーム
- ③ 消毒費用の領収証、または請求書の写し
- ④ 直近会計年度の売上高が200万円未満の場合)決算書類の写し(法人単位、個人事業主の場合は青色申告書)
- ⑤ その他保険会社が求めるもの

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

## 6 保険のあらまし(重要事項等説明)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
- 加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

契約概要のご説明

- 事業活動総合保険の概要：この商品は事業活動総合保険の「休業損失等担保条項」「新型コロナウイルス感染症補償特約(全国理容生活衛生同業組合連合会用)」によって構成されています。
- 保険契約者：全国理容生活衛生同業組合連合会
- 保険期間：毎月1日(午後4時)から1年間となります
- 申込締切日：毎月加入月の前月末日(連合会直)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等
- 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
  - ・ 加入対象者：全国理容生活衛生同業組合連合会の組合員にかぎります。
  - ・ 被保険者：本制度に加入した全国理容生活衛生同業組合連合会の組合員の店舗。
  - ・ お手続き方法：2頁参照
  - ・ 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、所属支部までご連絡ください。
  - ・ 満期返戻金、契約者配当金：この保険には、満期返戻金、契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>■ 本保険は、事業活動総合保険普通保険約款、事業活動総合保険追加特約、休業損失等担保条項、新型コロナウイルス感染症補償特約(全国理容生活衛生同業組合連合会用)によって構成されています。</p> <p>保険金をお支払いする主な場合</p> <p>本保険に加入した全国理容生活衛生同業組合連合会の組合員または組合員の店舗に勤務する従業員が新型コロナウイルス感染症に感染または濃厚接触することで組合員の店舗が所定の休業日を除き1日以上休業し、かつ消毒作業が行われた場合に保険金をお支払いします。</p>	<p>■ この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害、損失、費用または傷害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。</p> <p>【共通】</p> <p>① ご契約者または記名被保険者の故意 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の損害 など</p> <p>【休業損失等担保条項】</p> <p>① ご契約者または記名被保険者の重大な過失または法令違反 ② 国または公共機関による法令等の規制 など</p> <p>【新型コロナウイルス感染症補償特約(全国理容生活衛生同業組合連合会用)】</p> <p>① 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為 ② 行政機関からの要請等による自主休業。ただし、実際に事故があった場合を除きます。 など</p>